外国人介護人材受入促進事業に係るＱ＆Ａ

外国人介護人材受入促進事業について、想定される問い合わせとそれに対する回答をまとめましたので、申請にあたっての参考としてください。

Ｑ１：大阪府に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるか。

Ａ１：大阪府の事業所のための採用活動である場合は対象となります。

Ｑ２：日本国内での外国人介護人材採用に係る取り組みは対象となるか。

Ａ２：対象外です。海外現地での外国人介護人材採用に係る取り組みが対象となります。

Ｑ３：外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象と なるか。 Ａ３：補助対象外です

Ｑ４：監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるか。

Ａ４：補助対象外です。

Ｑ５：現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよいか。

Ａ５：日本語で書かれたもので提出をお願いします。難しい場合は日本語に翻訳したものを併せて提出してください。

Ｑ６：現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいか。

Ａ６：例としては説明会を開催したのであればチラシやポスター、参加人数等説明会の実績、

大学を訪問等であれば訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記された物（内容までは必要ありません）等が想定されます。あくまで例となりますので適宜ご相談ください。

Ｑ７：今回の補助金を活用した場合、必ず採用につなげなければならないのか。採用できなければ補助金は出ないのか

Ａ７：結果として採用に繋がらなくても補助の対象となりますが、実績報告に課題と課題に対する対応策をご記入ください。

また、事業後終了後、その後の経過をおたずねする場合がございますのでご留意ください。

Q８：渡航費用等、一旦渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合は対象となるのか。

A８：原則法人が支払いとさせていただいてますが、該当する場合は適宜ご相談下さい。